

農林水産大臣

野 上 浩太郎 殿

要 望 書



一般社団法人
富山県建設業協会

要 望 書

日頃より、本県の建設産業の振興に、格別の御高配を賜り深く感謝申し上げます。

つきましては、別紙の要望事項について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年11月25日

一般社団法人富山県建設業協会
会 長 竹 内 茂

1 国土強靱化の推進と公共事業予算の増額確保等について

我が国では、毎年のように全国各地で、豪雨・台風の襲来・地震・火山噴火等による災害が発生し、しかも激甚化・頻発化しております。こうした大規模災害から、国民の生命・財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」終了後も、引き続き、中長期的計画を策定するとともに、国土強靱化関係予算をこれまでの実績を上回る規模で、当初予算に上乗せして特別枠で計上し、防災・減災、国土強靱化の推進になお一層の取り組みをお願いいたします。

これを含め、強靱な国土づくりを着実に推進するとともに、地域経済の活性化、地方分散型社会への転換に不可欠となる社会インフラの拡充等による地方創生等を促進するため、令和3年度当初予算において、今年度を大きく上回る公共事業予算の確保をお願い致します。

併せて、予算の執行に当たっては、本県に対し重点的な配分が行われるようお願い致します。

また、コロナ禍を克服するため、景気の下支えとして、公共事業を含む大規模な補正予算を早期に編成されるようお願い致します。

2 農業農村整備事業における新・担い手3法の浸透について

昨年6月に、新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）が成立し、建設業における働き方改革の推進・生産性向上への取組などが明記され、またこれに伴い、本年1月に「発注関係事務の運用に関する指針」も見直されたところです。

具体的には、準備期間等を考慮した適正な工期設定、債務負担行為などによる発注・施工時期の平準化、施工条件の変化等に応じた適切な設計変更、公共工事に関する測量・調査・設計の品質確保など、発注者、受注者の責務とされる項目が示されました。

これにより、設計と現場が異なることによる工事着手の遅延はもとより、予算等の関係から設計変更がされない、設計変更されても十分な増額とならない等の状況改善が期待されます。

つきましては、新・担い手3法の主旨と「発注関係事務の運用に関する指針」等が十分理解され遵守されるよう、関係機関に対する浸透や適切な指導をお願い致します。

3 国営農地再編整備事業「水橋地区」の新規採択と地元企業の活用について

国営農地再編整備事業「水橋地区」については、令和3年度新規採択していただきますとともに、地元と円滑な協議調整が期待でき、雇用や災害時の緊急出動などで地域の発展に貢献している地元建設企業の積極的な活用をお願いいたします。